

第4章 温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき行動

本計画を推進するためには、事務・事業の計画、執行にあたって、温室効果ガスの削減のみならず、職員一人ひとりが職場の実情に応じて、温室効果ガスの排出抑制に努めることが必要となる。

1. 財やサービスの購入・使用に関する取組（グリーン購入の推進）

(1) 財やサービスの購入に当たっての配慮

日常使用する事務用品等については、環境負荷の少ない商品を積極的に購入します。

取組項目	
項目	具体的な取組
1. 用紙類の購入	①コピー用紙については、総合評価値（※）が80以上であること。
	②印刷物の作成及び発注にあたっては、古紙配合率80%以上で白色度のより低い再生紙を使用すること。
	③ファイル及びノート等の紙製品は、古紙配合率70%以上で白色度のより低い再生紙を購入する。
	④トイレットペーパーは、古紙配合率100%で白色度のより低いものを使用する。
2. 事務機器・電気製品は環境負荷の少ない製品の購入	①パソコン、コピー機等の事務機器は、省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入または購入します。
	②空調設備、照明器具は省エネ型機器への切り替えを促進します。
	③庁舎内の自動販売機は、消費電気のより少ないものを選定します。
3. 低公害車の積極的な導入と優先使用	①電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、クリーンディーゼル自動車又はガソリン車、ディーゼル車（クリーンディーゼル車除く）、LPガス車については、低燃費かつ低公害車を積極的に導入します。また導入した低公害車を優先して利用します。
4. 事務用品等に再生品の購入	①鉛筆及びボールペン等の文具並びにその他の事務用品は、廃木材及び廃プラスチック等の再生材料から作られた製品など環境負荷の少ない製品を購入します。
	②詰替可能な製品を優先的に購入し、使い捨て製品の購入を控えます。
5. その他	①「エコマーク商品」（(財)日本環境協会作成）、「グリーン購入ガイドブック」（グリーン購入ネットワーク作成）、「グリーンマーク商品」（(財)古紙再生促進センター）等を参考に環境負荷の少ない製品を購入します。

（※）総合評価値とは、古紙配合率、森林認証材・間伐材パルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方です。

(2) 財やサービスの使用に当たっての配慮

日常使用する事務用品等については、環境負荷の少ない商品を積極的に使用します。

取 組 項 目	
項 目	具体的な取組
1. 用紙類の使用	①原則として、両面コピー、縮小コピー及び両面印刷を行います。
	②使用済み用紙の裏面を再利用します。
	③使用済み封筒を再利用します。
	④用紙類を削減するため、庁内LAN等を活用し、ペーパーレスシステムの確立を推進します。
	⑤印刷物には、再生紙の使用及び古紙配合率を目立つ場所に明記します。
	⑥名刺には、再生紙を使用します。
	⑦文書・資料の簡素化及び作成部数を最小限にします。
	⑧各職場に裏面利用可能な用紙ボックスを設置します。
2. 水の使用	①水道を使用するときは、日常的に節水に努めます。
	②トイレ洗浄用水は支障のない範囲で節水を図ります。
	③節水型製品への更新を行います。
3. 事務機器・電気製品の使用	①ボールペン、ノートなどの事務用品は、長期間使います。
	②庁舎内の温度は、冷房の場合は28℃、暖房の場合は20℃を目安にします。
	③昼休み及び残業時等は、支障のない範囲で必要最小限の照明をします。
	④エレベーターの使用を控え、階段を利用します。
	⑤電気製品等の故障については、修理に努め、長期間使用します。
	⑥不要なOA機器の電源は、オフにします。
	⑦自動省エネモードのある機器については、活用します。
4. 車の使用	①移動するときは、バス及び鉄道等の公共輸送機関を利用し、自動車の利用を控えます。
	②不要なアイドリングの中止を徹底します。
	③タイヤの空気圧調整等の定期的な自動車の整備を励行します。
	④短距離の移動には、徒歩や自転車の利用を図ります。
	⑤公用車の利用の合理化等により燃料使用量の低減に努めます。

(3) ごみの減量・リサイクルの推進と廃棄物の適正処理

製品の購入、使用にあたっては、廃棄物の発生抑制（リデュース）を優先し、次いで再使用（リユース）、再利用（マテリアル・リサイクル及びエネルギーとしてのサーマル・リサイクル）の観点から検討し、生じた廃棄物は適正に処理します。

取 組 項 目	
項 目	具体的な取組
1. ごみの減量・リサイクルの推進	①市施設から排出するごみの減量・リサイクルを推進します。
	②使用済の用紙類の分別回収ボックスの活用を徹底します。
	③食品の調理残渣は堆肥化し、リサイクルします。
2. 廃棄物の適正処理と環境への負荷の低減	①冷蔵庫を廃棄するときは、フロン回収及び適正処理を指示します。
	②公用車を払い下げるときは、業者にフロンの回収及び適正処理を指示します。
	③フロンを使用した空調設備機器を廃棄するときは、引取業者に適正処理を指示します。

2. 建築物の建築、管理等に関する取組

(1) 環境に配慮した公共事業等の実施

建築、土木、設備に係る工事に対し、省資源、省エネルギー対策等を十分考慮した環境負荷の少ない事業にします。

取 組 項 目	
項 目	具体的な取組
1. 緑化対策の推進	①市有施設の敷地内、屋上等の緑化を推進します。
2. 環境に配慮した工事の実施	①建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認します。
	②工事に伴い発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等を抑制し、環境負荷の少ない工法を採用します。
3. 環境負荷の少ない資材の使用	①コンクリート型枠に使用される熱帯木材の削減を図ります。
	②断熱性能向上のための材料を使用します。
4. 環境に配慮した設備の導入の検討	①深夜電力を利用する空調システム及び機器を導入することを検討します。
	②雨水利用設備の導入することを検討します。
	③透水性舗装及び浸透升等を設置して、雨水の地下浸透を推進することを検討します。
	④燃焼設備の更新、改修にあたっては、都市ガス等の環境負荷のより少ない燃料を使用できる機種に切り替えることを検討します。
5. 省エネルギー対策	①公共施設に自然エネルギーを利用した設備の導入を検討します。
	②コージェネレーションシステムの導入を検討します。
	③LED等、省エネルギー型の照明器具の導入を検討します。
6. 建設副産物等の再利用の推進	①建設副産物等の再利用を推進するようにします。

(2) 建築物の管理

取組項目	
項目	具体的な取組
1. 緑地管理の推進	①市有施設の敷地内の緑地、市道及び水路等の緑地管理を適切に行います。
	②市有施設の敷地内、道路等での農薬及び化学肥料の使用量を必要最小限にし、周辺の生態系に配慮します。
2. 汚濁物質発生源対策の推進	①市有施設等の適正管理を行い、大気汚染物質の排出量及び水質汚濁物質の排出量の一層の削減を図ります。
3. 省エネルギー対策の推進	①使用される燃料・電力量を把握し、省エネルギー対策に活用します。

(3) 修理、解体

建物の修理、解体の際は環境に配慮した工事を実施するとともに廃棄物の適正処理を行い、環境への負荷の低減を図ります。

取組項目	
項目	具体的な取組
1. 建物の修理、解体の際の環境に配慮した工事の実施と廃棄物の適正処理	①建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認します。
	②工事に伴い発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等を抑制し、環境負荷の少ない工法を採用します。
	③フロンを使用した空調設備機器を廃棄するときは、引取業者に適正処理を指示します。

3. その他の事務・事業に関する取組

取組項目	
項目	具体的な取組
1. 市内から回収されるごみの減量化	①市内から回収されるごみの減量化を図るため、分別収集をより一層徹底するとともに、収集したごみのリサイクルを図ります。
2. 市の事務・事業の外部委託	①市の事務・事業の内、外部に委託して実施する場合は、受託者に対して「第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」に準じて必要な措置をとるよう要請します。

4. 環境に配慮した物品等の購入に関する取組

環境に配慮した物品等の購入は、次の「寝屋川市グリーン調達方針」により実施する。

寝屋川市グリーン調達方針

1. 意義及び目的

近年、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨等の地球環境問題や大量生産・大量廃棄型社会が引き起こす廃棄物問題などの環境問題を解決することが緊要の課題となっており、日常の生活や事業活動を見直し、循環型社会を構築していく必要がある。

国においては、平成12年5月に、グリーン購入に関する取り組みを推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」を制定され、その中で、地方公共団体についても、環境負荷の少ない物品（以下「環境物品等」という）の調達の推進に努めることとされた。

我々の暮らしや経済活動を支える全ての製品やサービスが環境に対して何らかの負荷を与えており、その負荷を軽減することが求められていることから、日常使用する物品等については、環境物品等を積極的に購入・使用することを目的として本調達方針を定める。

2. 対 象

この調達方針は、市の全ての事務事業を対象とする。

3. 基 本 原 則

市は次の原則により製品を購入することとする。ただし、環境物品等の調達推進を理由として、環境物品等の調達量の増加を招かないように、必要性を考慮し、適正量を調達するものとする。

- (1) 「エコマーク商品」（(財)日本環境協会作成）、「グリーン購入ガイドブック」（グリーン購入ネットワーク作成）、「グリーンマーク商品」（(財)古紙再生促進センター）等を参考にすること。
- (2) 使用中に、資源やエネルギーの消費量が少ない製品であること。
- (3) 再生材料を使用していること。
- (4) 再生しやすい材料や部品、設計となっていること。
- (5) 廃棄されるとき処理や処分が容易な製品であること。

4. 品 目

この調達方針の適用品目は別紙に掲げるものとし、率先して購入する。

また、そのうち重点的に調達を推進する物品（「特定調達物品」という）については、年度ごとに目標を定め調達を推進する。

なお、別表に掲げるもの以外の製品についても、基本原則に沿って環境物品等の購入に努める。

5. この調達方針は、社会状況の変化等必要に応じて改定することとする。

附 則

- 1 このグリーン調達方針は、平成25年4月1日から実施する。

別 紙

(1) 用紙類

- ① コピー用紙については、総合評価値（※）が 80 以上であること。
- ② 印刷物の作成及び発注にあたっては、古紙配合率 50%以上で白色度のより低い再生紙を使用すること。

(2) 文具類

- ① 「エコマーク商品」（(財)日本環境協会作成）、「グリーン購入ガイドブック」（グリーン購入ネットワーク作成）、「グリーンマーク商品」（(財)古紙再生促進センター）等を参考にすること。

(3) 衛生用紙類

- ① 古紙配合率 100%であること。
(100%の製品がない場合は、より多く配合していること)
- ② 白色度が低いこと。

(4) 事務機器・電気製品

- ① パソコン、ワープロ、コピー機等の事務機器は、省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入または購入すること。
- ② 空調設備、照明器具は省エネ型機器を購入すること。
- ③ 庁舎内の自動販売機は、消費電気のより少ないものを設置すること。

(5) 低公害車

- ① 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車又は国土交通省の低排出ガス認定車であること。

(6) 制服・作業服

- ① 再生 PET 樹脂由来の繊維を 25%以上使用していること。
- ② 再生 PET 樹脂由来の繊維を 10%以上使用していること、かつ、回収・リサイクルシステムを持っていること。
- ③ 植物を原料とする合成繊維を 25%以上使用していること。

(※) 総合評価値とは、古紙配合率、森林認証材・間伐材パルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方です。